

Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービス利用規定

(令和2年4月1日現在)

1. (適用範囲)

- (1) 当組合所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下、「取扱窓口」といいます。）に対して、キャッシュカード（当組合がカード規定、ICカード規定またはJ Aカード（一体型）規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。）その他当組合所定の貯金のキャッシュカード（以下、「カード」といいます。））を提示して、後記3. (1)の貯金口座振替契約の締結を行う取引（以下、「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。
- (2) 収納機関とは日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下、「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納企業登録され、当組合が貯金口座振替による収納事務の取扱いに関する契約および貯金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。
- (3) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている貯金口座（以下、「当該口座」といいます。）の貯金者本人に限ります。
- (4) なお、本サービスは当組合が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するとき、貯金者は、自らカードを収納機関の取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下、「端末機」といいます。）に読み取らせたいうえで、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が貯金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ③ 当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ④ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - ⑤ 当組合が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯に利用しようとする場合
 - ⑥ 自らが本サービスの停止を申し出た場合